

令和7年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人だんのさと
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月15日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	貴法人では、理事会において評議員選任・解任委員を選任することとされているが、委員の選任について理事会で決議されていない。については、評議員選任・解任委員を適切に選任すること。また、評議員選任・解任委員会の開催にあたり、理事長が招集していなかったため、適切に招集すること。(評議員選任・解任委員会運営細則第4条、第6条)	今後は、評議員選任・解任委員の選任について理事会で議決し、適切に選任する。評議員選任・解任委員の開催にあたり、文書で招集通知を発出し、理事長が適切に招集する。 適切に理事会、評議員選任・解任委員会を開催することとする。
2	理事会への欠席が続く監事並びに評議員会への欠席が続く評議員が見受けられる。については、事務局は出席が可能なように日程調整を行うとともに、調整を経てもなお理事会並びに評議員会への欠席が続く場合は、監事及び評議員の改選について検討すること。(社会福祉法人審査基準第3の1)	理事会、評議員会への欠席が続く評議員・監事について、今後は出席可能なように日程調整を行うこととする。
3	令和7年6月13日の定時評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を令和7年5月28日に発出したとのことであるが、当該理事会の招集通知は、定時評議員会で選任された理事の選任日(令和7年6月13日)以降に発出するものであり、適切な招集通知とは認められない。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略	今後は、適切な招集通知となるよう、当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略の手続きを実施する。または、理事の選任日以降に、理事会の招集通知を発出し、理事会を開催し、理事長及び業務執行理事を選定することとする。

	<p>の手続きを実施していない。については、適切に理事会を開催すること。本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条)</p>	
4	<p>弁護士である理事との間で法人業務に係る顧問契約を締結している。当該契約は1年ごとに自動更新とのことであるが、契約にあたり契約内容に異議がないことについて、理事会において決議が行われていなかった。については、適切に理事会の決議を行うこと。本件指摘については、前回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(社会福祉法第45条16第4項により準用される一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項)</p>	<p>弁護士である理事との間で顧問契約は1年ごとに自動更新となっている。今後は、契約にあたり契約内容に異議がないか、適切に理事会で決議を行うこととする。</p>